事　務　連　絡
令和８年（2026 年）１０月１９日

各住宅改修事業所
各福祉用具販売事業所
各高齢者支援センターささえりあ
各居宅介護支援事業所
御中

熊本市介護保険課

令和８年熊本地震で被災した被保険者に係る住宅改修費、
特定福祉用具購入費に関する取扱いについて（その２）

本市では、令和８年熊本地震で被災された方を対象に介護保険サービスの利用者負担額（１～３割負担分）を免除する取扱いを行います。

このうち、住宅改修費、特定福祉用具購入費の申請に関する取扱いについては、下記のとおりとしますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いします。

※令和８年８月３１日事務連絡から対象期間を「令和９年２月末日工事・納品完了分」に延長。

記

１．対象者

（1）住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
（2）主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
（3）主たる生計維持者の行方が不明である方
（4）主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止された方
（5）主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

２．申請に関する取扱い

・（1）の場合は通常の申請書類に加え、**り災証明書（写し可）をご提出ください**。
※住家の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊等の判定となった方が対象です。
※事前申請時点でり災証明書が交付されていない場合は、申請書の欄外に「**り災証明書申請済**」と記載し、支給申請（本申請）時にり災証明書を確認いたします。

・（2）～（5）の場合は該当となる要件や必要書類等が異なりますので、まずは区役所の窓口にてご相談をお願いします。

・すでに**利用者負担分（１～３割負担分）を支払い済で支給決定後の場合**は、別紙の「介護保険利用料還付申請書」にり災証明書（写し可）を添付して提出する（領収証は添付不要）ことで、**利用者負担分を被保険者ご本人に還付します**。対象の方を把握されている場合は、ご案内にご協力いただきますようお願いいたします。

３.免除対象

・令和８年７月１日から**令和９年２月末日**までに工事・納品が完了した分
※今後の状況によって延長する可能性があります。

熊本市 健康福祉局 高齢者支援部
介護保険課 認定給付班
TEL　096-328-2347
FAX　096-327-0855